

社会福祉法人松山市社会福祉協議会 行動計画
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性職員が管理職としてその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日までの 5年間

2. 内 容

目標1：管理職（課長以上）に占める女性職員の割合を40%以上とする。

取り組み

令和4年 4月～ 管理職候補者へのヒアリング実施、意向調査

令和5年 4月～ 昇格勤務年数等の条件見直し検討

令和7年 4月～ 女性幹部職員割合40%達成

目標2：全職員の有給休暇取得率を計画年休とは別に20%以上とする。

全職員の夏季休暇（3日間）取得率を100%とする。

取り組み

令和4年 4月～ 有給休暇取得状況の集計等確認（部別）

令和4年 8月～ 管理職による夏季休暇3日間取得の声掛けと確認の徹底（100%達成）

令和4年 11月～ 有給休暇取得率の低い部署及び職員の原因分析

令和5年 4月～ 各部長へ報告し、各部ごとに職員間のフォロー体制の構築

令和7年 3月～ 有給休暇取得率20%以上達成

目標3：女性管理職候補者の育成のためキャリアアップ研修の実施や社会福祉士資格取得率男女合わせて35%以上目指すとともに助成金制度等の利用促進を図る

取り組み

令和4年 4月～ 社会福祉士資格取得に係る経費1名枠予算計上
(独自受検者へは助成金対応)

令和4年 11月～ キャリアアップのための女性職員の求める研修ニーズの把握

令和5年 7月～ 研修会の実施

令和8年 4月～ 社会福祉士取得率35%以上達成